

下川町地域材利用推進方針 新旧対照表

現 行	改 正 後	道推進方針該当箇所
<p>下川町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、下川町内又は北海道内の森林から産出され、町内で生産又は製品化された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進</p> <hr/> <p>に関する方針を定めるものである。</p> <p><b>第1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義</b></p> <p>本町の面積の約9割を占める森林は、トドマツやカラマツなどの人工林や天然林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、町民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。</p> <p>しかし、これまで木材などの林産物の供給などを通じて森林を支えてきた林業及び林産業等は、木材価格の低迷などにより事業活動が停滞し、森林の多面的機能の持続的発揮や木材の安定的供給に支障を来すことが懸念されている。</p> <p>このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。</p> <p>また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、再利用が可能で省資源につながる資材であることから、地域材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制、建築物等での炭素の固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、このような</p>	<p>下川町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、下川町内又は北海道内の森林から産出され、町内で生産又は製品化された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進を図るため、<u>公共建築物（法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物をいう。）及び公共土木工事（以下「公共建築物等」という。）などにおける地域材の利用の促進に関する基本的方向等を定めるものである。</u></p> <p><b>第1 公共建築物等における地域材の利用の促進の意義</b></p> <p>本町の面積の約9割を占める森林は、トドマツやカラマツなどの人工林や天然林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、町民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。</p> <p>近年では、戦後に植林されたトドマツやカラマツなどの人工林資源が利用期を迎え、更には、町有林における循環型森林経営の確立により、地域への木材の安定的な供給に寄与している。</p> <p>このような中、少子高齢化などに伴う住宅着工戸数の減少や紙需要の減退等により、今後、大幅な木材需要の増加が見込めないことから、住宅や公共土木工事等において地域材の利用を促進することに加え、店舗、事務所、ホテル等の建築物（以下「非住宅建築物」という。）などにおいて、新たな需要を喚起することが喫緊の課題となっている。</p> <p>このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林づくりに伴う間伐材や主伐材等の収益が造林から保育、間伐、主伐までの森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、林業・林産業の成長産業化や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。</p> <p>一方、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、再利用が可能で省資源につながる資材であることから、地域材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制、建築物等での炭素の固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、このような</p>	<p>趣旨規定の改正</p> <p>第1の1の近年の動向を基に、下川の動向に改正</p> <p>第1の1の改正</p> <p>第1の1の改正</p> <p>第1の1の改正</p>

<p>地域材の良さを実感する機会を町民に幅広く提供し、地域材の利用の意義等について町民理解を効果的に醸成することが重要である。</p> <p>このため、多くの町民の利用に供される<u>公共建築物</u>において、環境にやさしい地域材を積極的に利用し、直接的に地域材の需要を拡大するとともに、地域材の利用の意義や良さを_____を広く普及することによって、<u>住宅や民間事業所などの一般建築物や工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。</u></p> <p><b>第2 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向</b></p> <p>町は、第1の<u>公共建築物</u>における地域材の利用の促進の意義を踏まえ、自ら率先してその整備する<u>公共建築物</u>について、可能な限り木造化（注1）又は内装等の木質化（注2）を図るとともに、<u>公共建築物及び公共建築物以外の建築物等</u>において、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材の利用の促進に努めるものとする。</p> <p><b>第3 地域材の利用を促進すべき公共建築物</b></p> <p>法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、<u>法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、</u>具体例には、以下のような建築物が含まれる。</p> <p><b>1 町が整備する公共の用または公用に供する建築物</b></p> <p>これらの建築物には、<u>広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居のように供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。</u></p> <p><b>2 町以外の者が整備する(1)に準ずる建築物</b></p> <p>これらの建築物には、<u>町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、<u>福祉ホーム</u>等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く）の建築物が含まれる。</u></p>	<p>地域材の良さを実感する機会を町民に幅広く提供し、地域材の利用の意義等について町民理解を効果的に醸成することが重要である。</p> <p>このため、多くの町民の利用に供される<u>公共建築物等</u>において、環境にやさしい地域材を積極的に利用し、直接的に地域材の需要を拡大するとともに、地域材の利用の意義や良さを、<u>新たな木材利用技術を広く普及することによって、住宅、非住宅建築物など公共建築物以外の建築物（以下「民間建築物」という。）、工作物、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。</u></p> <p><b>第2 公共建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向</b></p> <p>町は、第1の<u>公共建築物等</u>における地域材の利用の促進の意義を踏まえ、自ら率先してその整備する<u>公共建築物等</u>について、可能な限り木造化（注1）又は内装等の木質化（注2）を図るとともに、<u>公共建築物等及び民間建築物</u>において、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材の利用の促進に努めるものとする。</p> <p><b>第3 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項</b></p> <p><b>1 地域材の利用を促進すべき公共建築物等</b></p> <p><b>(1) 公共建築物</b></p> <p>法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、具体例には、以下のような建築物が含まれる。</p> <p><b>ア 町が整備する公共建築物</b></p> <p>広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。</p> <p><b>イ 町以外の者が整備する(1)に準ずる建築物</b></p> <p>町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、<u>福祉ホーム</u>等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く）の建築物が含まれる。</p>	<p>第1の1の改正</p> <p>第1の2の改正</p> <p>第2の1の改正</p> <p>第2の1の(1)の改正</p> <p>文言の整理</p> <p>誤字修正</p>
--	---	--

<p><b>第4 公共建築物における地域材の利用の促進の具体的方向</b></p> <p>公共建築物における地域材の利用に当たっては、<u>建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。</u></p> <p><b>1 建築材料としての地域材の利用の促進</b></p> <p>建築基準法等関係法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。</p> <p>ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。</p> <p>なお、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も検討するとともに、木造以外の構造とする場合でも、内装木質化を積極的に促進するものとする。</p> <p>また、第3の1及び2に記載する以外の建築物であって、国庫補助事業等により整備される建築物は、国や道の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。</p> <p><b>2 建築材料以外の木製品等の利用の促進</b></p> <p>公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品（以下「家具等」という。）については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。</p> <p><b>3 森林バイオマスの利用の促進</b></p> <p>林地残材などの森林バイオマスのエネルギー利用を促進するとともに、森林バイオマスを燃料とするボイラーの導入について、森林バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮し</p>	<p><b>(2) 公共土木工事</b></p> <p><u>地域材の利用を促進すべき公共土木工事は、町が所管する公共土木工事全般とする。</u></p> <p><b>2 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向</b></p> <p><u>公共建築物等における地域材の利用に当たっては、建築材料、土木用資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。</u></p> <p><b>(1) 建築材料としての地域材の利用の促進</b></p> <p>建築基準法等関係法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。</p> <p>ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。</p> <p>なお、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も検討するとともに、木造以外の構造とする場合でも、内装木質化を積極的に促進するものとする。</p> <p>また、第3の1の(1)の<u>ア及びイ</u>に記載する以外の建築物であって、国庫補助事業等により整備される建築物は、国や道の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。</p> <p><b>(2) 建築材料以外の木製品等の利用の促進</b></p> <p>公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品（以下「家具等」という。）については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。</p> <p><b>(3) 土木用資材等における地域材の利用の促進</b></p> <p><u>公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等での地域材の利用を推進するとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所では木製ガードレールや公園の木柵など地域材製品の利用に努めるものとする。</u></p> <p><b>(4) 森林バイオマスの利用の促進</b></p> <p>林地残材などの森林バイオマスのエネルギー利用を促進するとともに、木質バイオマスボイラ等のエネルギー設備の導入について、森林バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮し</p>	<p>第2の1の(2)の改正 (新設)</p> <p>第2の2の改正</p> <p>改正に伴う変更</p> <p>第2の2の(3)の改正 (新設)</p> <p>文言の整理</p>
---	---	--

<p>つ、その促進を図るものとする。</p> <p><b>第5 町が整備する公共建築物における地域材の利用の目標</b>  町が整備する公共建築物の木造化・木質化等を進めるに当たっては、以下によるものとし、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材の利用を推進するものとする。</p> <p><b>1 木造化の推進</b>  町が整備する公共建築物のうち、<u>第4の1</u>の建築材料としての地域材の利用の促進に該当する低層の公共建築物については、原則として全て木造化とするものとする。</p> <p><b>2 木質化の推進</b>  町が整備する公共建築物については、中高層・低層にかかわらず、町民の目に触れる機会が多い部分を中心に、内装等の木質化を図るものとする。</p> <p><b>3 地域材製品の利用の推進</b>  町が整備する公共建築物において使用する家具等については、積極的に地域材製品の利用を推進するものとする。</p> <p><b>4 森林バイオマスの利用の推進</b>  町が整備する公共建築物においてボイラーを設置する場合は、森林バイオマスを燃料とする<u>ボイラー</u>の導入を推進するものとする。  また、林内に残された幹などの林地未利用材の利用を拡大するため、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を推進するものとする。</p> <p><b>第6 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進</b>  町は、<u>公共建築物</u>での地域材の率直的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、<u>公共建築物以外での建築物</u>や<u>工作物</u>等での地域材の利用を促進するものとする。</p> <p><b>1 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進</b>  町は、<u>公共土木工事</u>における<u>土木用資材</u>及び<u>公共施設の工作物</u>等について、<u>積極的に地域材の利用を推進する。</u></p>	<p>つつ、その促進を図るものとする。</p> <p><b>第4 町が整備する公共建築物等における地域材の利用の目標</b>  町が整備する公共建築物等の木造化・木質化等を進めるに当たっては、以下によるものとし、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材の利用を推進するものとする。</p> <p><b>1 木造化の推進</b>  町が整備する公共建築物のうち、<u>第3の2の(1)</u>の建築材料としての地域材の利用の促進に該当する低層の公共建築物については、原則として全て木造化とするものとする。</p> <p><b>2 木質化の推進</b>  町が整備する公共建築物については、中高層・低層にかかわらず、町民の目に触れる機会が多い部分を中心に、内装等の木質化を図るものとする。</p> <p><b>3 地域材製品の利用の推進</b>  町が整備する公共建築物において使用する家具等については、積極的に地域材製品の利用を推進するものとする。</p> <p><b>4 森林バイオマスの利用の推進</b>  町が整備する公共建築物において暖房設備を設置する場合は、森林バイオマスを燃料とする<u>もの</u>の導入を推進するものとする。  また、林内に残された幹などの林地未利用材の利用を拡大するため、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を推進するものとする。</p> <p><b>5 公共土木工事における地域材利用の推進</b>  <u>公共土木工事の実施において、特に、地域材の利用が相当量見込めるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、積極的に地域材の利用を促進するものとする。</u></p> <p><b>第5 民間建築物等での地域材の利用の促進</b>  町は、<u>公共建築物</u>等での地域材の率直的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、<u>民間建築物</u>や<u>工作物</u>等での地域材の利用を促進するものとする。</p>	<p>改正に伴う変更</p> <p>文言の整理</p> <p>第2の4の(2)を準用</p> <p>第5の改正</p> <p>第2の4の(2)に統合(削除)</p>
--	---	--

<p><b>2 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進</b>  <u>住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、町は、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築への支援などに努め、住宅等における地域材の利用を促進するものとする。</u></p> <p><b>第7 地域材の安定的な供給の確保</b>  <u>公共建築物及び公共建築物以外の建築物等に利用する地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の確保、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材の安定的な製造・供給体制の整備等に取り組むものとする。</u></p> <p><b>第8 その他必要事項</b>  <u>公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。</u>  <u>また、公共建築物等の整備に当たっては、公共建築物等を整備する者に地域材の利用を確認するための書類の提出を求めるとともに、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。</u></p>	<p><b>1 民間建築物における地域材の利用の促進</b>  <u>民間建築物に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、町は、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による民間建築物の建築への支援などに努め、民間建築物における地域材の利用を促進するものとする。</u></p> <p><b>第6 地域材の安定的な供給の確保</b>  <u>公共建築物等及び民間建築物に利用する地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の確保、林内路網の整備、高性能林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材の安定的な供給体制の整備等に取り組むものとする。</u></p> <p><b>第7 その他必要事項</b>  <b>1 公共建築物等の整備・施工において考慮すべき事項</b>  <u>公共建築物等の整備・施工において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な調達等によって、整備・施工コスト及び維持管理コストの低減に努めるほか、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、整備・施工コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。</u>  <u>また、木造の建築物の整備や公共土木工事の実施の検討に当たっては、木造の建築物や木製の土木用資材は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った場合は、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。</u></p> <p><b>2 地域材の利用拡大に向けた推進体制</b>  <u>町は、地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、関係部局等と情報を共有し、公共建築物等の整備・施工において地域材の利用拡大を促進するものとする。</u></p>	<p>第5の1の改正</p> <p>第4の1の改正</p> <p>文言の整理</p> <p>第6の1の改正</p> <p>第6の1の改正（新設）</p> <p>第6の2の改正（新規）を基に、町の関係部局等との情報共有に改正</p>
---	--	---

<p>附 則 この推進方針は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>注 1) 木造化 建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を使用すること。</p> <p>注 2) 内装等の木質化 建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を使用すること。</p>	<p>附 則 この推進方針は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この推進方針は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。</u></p> <p>注 1) 木造化 建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を使用すること。</p> <p>注 2) 内装等の木質化 建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を使用すること。</p>	<p>改正日</p>
--	--	------------